

一意匠委員会作成「外国意匠出願マニュアル」をご活用ください

平成17年度意匠委員会・国際部会

(部会長：鹿又弘子，中村知公
部会委員：大倉桂子，茅野直勝，木戸良彦，高橋 清，牧レイ子，松下 満，松本尚子，水野みな子)

目次

はじめに

検討の次第

外国意匠出願の一般的留意点

ご利用のお勧め

ご注意とお願い

.....

はじめに

平成17年度意匠委員会国際部会では、主要国に意匠出願する際に留意すべき事項を表したフローチャート及び意匠法の概要を示した解説からなるマニュアルを作成しました。

日頃の実務経験において、クライアントから外国への意匠出願の依頼を受けたときに、出願前に確認すべき重要事項や考慮すべき事項についてまとめたハンドブックのような資料が手近にあれば、直ちにクライアントに対して的確な助言をし、迅速に出願準備を進めることができると考えました。そのような資料は、会員である弁理士がはじめて諸外国に意匠出願の依頼を受けた場合にも、簡単に利用できる実用的なマニュアルとして役立つものと思われました。

検討の次第

初めにどのような体裁のものが見やすく役立つか検討をしました。その結果、特に留意すべき重要事項の確認を怠ることなくスムーズに出願準備ができ、現地代理人に出願依頼をする段階に至るべく、フローチャート形式を採用することとなりました。また、このフローチャートは特に留意すべき事項のみを挙げていますが、それ以外にも知っておくべき事項については、フローチャートとは別に解説をつけることで情報を補うこととしました。そして、部会のメンバーの経験上、出願実績が多い国から掲載国の選定を行い、欧州共同体、ロシア、ノルウェー、米国、カナダ、中国、韓国、台湾、香港、タイ、ベトナム、フィリピン、シ

ンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、オーストラリアの合計1地域、16カ国としました。

外国意匠出願の一般的留意点

諸外国の意匠制度は、日本の意匠制度と異なる点が多々ありますので注意が必要です。

まず、実体的内容に関しては、日本の意匠制度における保護対象であっても、諸外国では適切な保護対象とはならないものがあります。例えば、いわゆる Must-Fit の意匠（両方の機能を発揮させるために機械的に相互連結する意匠）は、日本でも、標準化された形状の場合は、意匠法第5条第3号の「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」に該当し登録を受けられないものとなりますが、欧州共同体では、このような意匠は標準化の有無に関わらず、保護要件を満たさないものとされています。

一方、日本の意匠制度では保護を受けることができない意匠であっても、諸外国では保護対象とされている場合があります。例えば、欧州共同体では、物品から離れたグラフィックシンボルのように、日本では「意匠」に該当しないものを、「意匠」として保護対象に含めています。また、日本では汎用コンピュータの表示画面に表れる画像デザインは、来年施行される平成18年改正法によっても保護されませんが、米国の意匠制度では保護対象となります。

手続的内容に関しては、例えば、日本では、新規性喪失の例外を適用できる期間は公知日から6ヵ月以内ですが、米国や欧州共同体では1年間のグレースピリオドが認められています。したがって、日本において新規性喪失後6ヵ月を経過した意匠であっても、これらの国（地域）では、有効な意匠権を取得できる可能性があります。

また、日本では一意匠一出願の原則がありますが、諸外国では、同一のロカルノ意匠分類に属する意匠で

あれば複数の意匠を一出願することができる国が多数あります。

なお、諸外国においては、新規性等についての実体的要件についての審査を行なわない国（無審査主義国）が少なくないことも留意すべき点であると思われます。

ご利用のお勧め

特許や商標の外国出願に比べると、意匠を外国に出願する場合はとまどうことが多いという声をよく聴きます。特に、初めて出願する国については実務経験から得られた情報がないため、クライアントの素朴な質問へ速やかに答えをすることに窮する場合もあるのでないでしょうか。

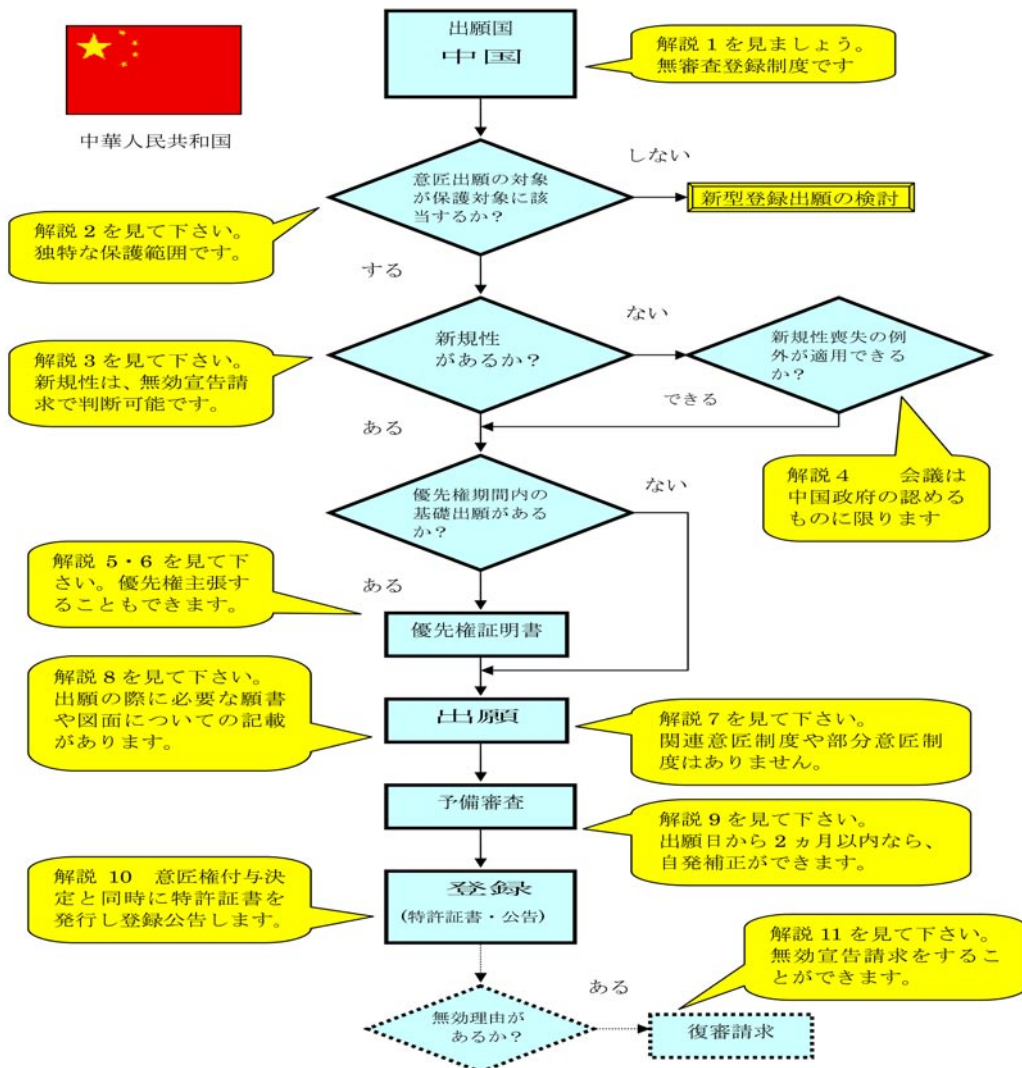
マニュアルの内容について、サンプルとして中国1カ国のみを本稿に掲載させていただきました。このページを含むマニュアル全体は、日本弁理士会電子フォーラムに2006年7月より掲載される予定です。

このようなフローチャートと意匠法の解説をご利用いただければ、初めて外国意匠出願を受任された会員の方が、分厚い資料を調べる時間や、現地代理人への問い合わせにかかる時間を短縮して、出願を進めることができるものと思います。

法令集を机の上に置き、いつでも手軽に条文を確認するのと同じように、このフローチャートと意匠法解説からなるマニュアルを、お手元においてご利用いただければ幸いです。

ご注意とお願い

なお、これらの資料作成に際しましては、複数人で内容をチェック致しました。しかしながら、重要事項につきましては必要に応じて現地代理人にご確認頂くことをお勧めします。また、万一掲載情報に誤りがありましたら、日本弁理士会意匠委員会までお知らせ下さいませようお願い致します。



解説番号		細項目	解 説
1	法 律		2000年7月1日施行の特許法及び2003年2月1日施行の特許法実施細則の中に規定があります。中国はロカルノ条約に加盟しています。
2	保 護 対 象	1) 保護範囲	意匠は「製品の形状、図案又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、図案の組み合わせにより作り出された美感に富み、かつ工業面での応用に適した新しいデザイン」をいいます。(細則2条3段) 保護範囲は「図面又は写真の中に示される意匠特許製品を基準とします」。(56条2項)
		2) 保護されない内容	人民法院は ①通常に購買する際に注意を払わず、かつ消費者が使用するときに見えない物品の形状、図案及び色彩的特徴 ②物品の技術的機能を実現させるためののみ用いられる意匠 ③一つの物品を他の物品と連接又は取り付けさせ、これらを機能させるために使用される意匠を、保護範囲から除外しています。(※1)
3	新 規 性	特許法23条	無審査登録制度ですが、新規性は意匠登録要件です。(23条) 無効宣告請求があれば、①国内外の出版物の公開発表 ②国内の公開使用意匠 と同一又は類似かどうか、を審査します。
			人民法院は、一般消費者が一般の注意力を払い、混同を生じやすいか否かを、類似判断の基準にしています。容易に混同を生じさせる場合には類似意匠です。(※2)
4	新規性喪失の例外適用		新規性喪失の例外適用を主張できます。(24条) 出願前6ヵ月以内の場合には、願書にその旨を記載して出願します。①中国政府が主催又は承認した国際博覧会で始めて展覧したもの ②定められた学術会議又は技術会議で始めて発表したもの ③出願人の同意を得ずに他人がその内容を漏らしたものに適用があります。①②は証明書を2ヵ月以内に提出します。
5	パリ条約の優先権		最初の出願日から、6ヵ月間の優先権が利用できます。(細則33条) 台湾への優先権主張や、台湾からの優先権主張はできません。
6	優先権証明書		優先権証明書は、出願日から3月以内に提出します。(細則32条)
7	出 願 の 種 類	出 願	一意匠一出願が原則です。同一類とは、製品が分類表中の同一の小分類に属するものを指します。(細則36条)
		組物の意匠出願	特例として出願可能です。各製品の設計構想が同一で、習慣的に同時に販売され、又は同時に使用されることが必要です。一件の願書で出願し、各意匠には通し番号を付けます。複数製品の意匠として扱います。(細則36条)
		ユニット製品の意匠出願	ユニット製品の意匠とは、2つ以上の部材で構成され、それを組合せた状態でのみ使用できる意匠で、一件の意匠として扱います。(例・挿抜組立玩具)
		関連意匠出願	関連意匠制度はありません。
		部分意匠出願	部分意匠制度はありません。日本の部分意匠出願を、優先権主張により出願しても登録できませんので、注意して下さい。次善の策として、複数の意匠出願でカバーするようにしてください。
8	願 書 と 図 面	願 書	外観設計専利請求書の主な記載事項(細則27条) ①出願人氏名(名称)+住所 ②創作者氏名+住所 ③意匠を使用する製品及びその属する類別 ④優先権主張の有無 願書は中国語で記載する(細則40条) 中国代理人による手続が必要(細則19条)
		図 面	図面又は写真も可(細則27条) 正面図・背面図・左側面図・右側面図・平面図底面図の6面図で1組、2部必要
		簡単な意匠の説明	「簡単な意匠の説明」に「保護請求した意匠に色彩を含む」と記載しない場合には、色彩は考慮されない。「簡単な意匠の説明」に「平面製品の限定境界なし」を記載すれば、境界形状を考慮しない。変化状態の製品は、各状態を記載しなければ、考慮されない。(細則28条)
		委 任 状	委任状必要、譲渡証は不要
9	予 備 審 査	審 査	予備(形式)審査で要件を満たせば、権利付与決定を出します。(40条) 出願人は、特許付与通知後2ヵ月以内に、登録手続を取らなければなりません。(細則54条)
		審 査 の 原 則	審査では、法律に合致する運用、公正な審査をすることはもとより、以下の点も勘案されています。①請求の原則：権利回復の請求、中止の請求、期限延長(指定)の請求ができます。②職権の原則：職権により、補正、訂正、意匠の同一性の審査、公知意匠の引用をします。③公聴の原則：自分に不利な審査結果が与えられる当事者には、審査決定が採用した理由、証拠、及び認定した事実について意見を陳述するチャンスを与えます。変更した当事者には、審査の際意見を陳述するチャンスを与えます。(※3)
		予 備 審 査	審査官が行います。審査事項は、実施細則に具体的に記載されています。(8願書と図面参照) 出願日から2ヵ月以内は自発補正ができます。(細則51条)
		実 体 審 査	実体審査は有りません。登録後に無効宣告請求があった場合には、実体審査があります。
		審 査 期 間	出願から登録まで約1年です。
10	登 録	意匠権の存続期間	意匠権の存続期間は、出願から10年です。「出願」からである点に注意してください。
11	復 審 請 求		復審委員会に審判を請求する場合には、意匠特許権無効宣告請求書及び必要な書類一式2部を提出しなければならない。(64条)
12	政 府 費 用	出 願 費 用	出願印紙代：500円(7,000円) 優先権印紙代：80円(1,120円) 1元/14円で計算
		登 録 費 用	登録料：205円 第1-3年度年金：600円 第4-5年度年金：900円 第6-8年度年金：1200円 第9-10年度年金：2000円
13	ワンポイントアドバイス		無審査登録制度のためか、意匠は中国で最も利用されている特許です。殆どが国内出願ですが、外国では日本からの出願が圧倒的に多いです。
14	出 典	*1, 2	特許権侵害紛争案件の審理に関する若干問題の規定(人民法院・仮訳 佐藤辰彦) 18条 24条
		*3	中国の意匠登録の全体状況と審査基準(官宝眠 2004年2月)
15	条 文	(条 文)	中華人民共和国 特許法(JETRO 模倣対策マニュアル掲載版)
		(細 則)	中華人民共和国 特許法実施細則(JETRO 模倣対策マニュアル掲載版)

(原稿受領 2006.6.5)